

議題：第1号

甲府市立図書館条例施行規則の一部改正について（原案）

1 改正理由

甲府市立図書館の個人貸出登録については、氏名及び住所等を証明するものを提示することとなっており、免許証、健康保険証、学生証、身分証の提示による確認を行っていたところであるが、個人番号カードを健康保険証として利用することに伴い、従前の健康保険証の有効期限が切れ、氏名及び住所等の証明に利用できなくなるため、個人貸出登録申込書に係る所要の改正を行う。

また、身分証では住所等の確認ができないものがあることから、併せて所要の改正を行う。

2 改正概要

個人貸出登録申込書の「保険証」を「個人番号カード」に改め、「身分証」を削る。

3 施行日

公布の日から施行する。

4 教育委員会への議題時期

令和8年1月定例教育委員会（1月14日開催）

議題：第1号

甲府市立図書館条例施行規則（平成8年教委規則第17号）新旧対照表

改正後（案）

○甲府市立図書館条例施行規則

平成8年10月2日

教委規則第17号

第2号様式（第10条関係）

第2号様式(第10条関係)

個人貸出登録

☐新規

☐再交付(紛失・破損)

☐変更

申込書

年 月 日

(あて先) 甲府市立図書館長

ふりがな		男 女	生年月日	年 月 日生
名 前				
住 所	〒 ー	電 話	自宅	
			携帯	

◎学生の方は、次も記入してください。

学 校 名		保護者名	
-------	--	------	--

◎どちらかに○を付けてください。

インターネットサービスの利用	する	しない
----------------	----	-----

登録番号		旧登録番号	
------	--	-------	--

確 認	1在住 2通勤・通学 3その他	
	【免許証 個人番号カード 学生証等 その他()】	

受付者		登録者	1新規 2再交付(紛失・破損) 3変更 4削除()	紛入力者		再交付日	年 月 日
交付者	年 月 日			変更目		予開始日	年 月 日

備考

現行

○甲府市立図書館条例施行規則

平成8年10月2日

教委規則第17号

第2号様式（第10条関係）

第2号様式(第10条関係)

個人貸出登録

☐新規

☐再交付(紛失・破損)

☐変更

申込書

年 月 日

(あて先) 甲府市立図書館長

ふりがな		男 女	生年月日	年 月 日生
名 前				
住 所	〒 ー	電 話	自宅	
			携帯	

◎学生の方は、次も記入してください。

学 校 名		保護者名	
-------	--	------	--

◎どちらかに○を付けてください。

インターネットサービスの利用	する	しない
----------------	----	-----

登録番号		旧登録番号	
------	--	-------	--

確 認	1在住 2在勤 3在学 4その他【免許証 保険証 学生証等 身分証 その他()】	
-----	---	--

受付者		登録者	1新規 2再交付(紛失・破損) 3変更 4削除()	紛入力者		再交付日	年 月 日
交付者	年 月 日			変更目		予開始日	年 月 日

備考

議題：第 1 号

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 号

甲府市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市立図書館条例施行規則（平成 8 年 1 0 月教委規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式（第 1 0 条関係）中

「

確 認	1在住 2在勤 3在学 4その他【免許証 保険証 学生証等 身分証 その他()】
-----	---

を

「

確 認	1在住 2通勤・通学 3その他 【免許証 個人番号カード 学生証等 その他()】
-----	--

に改め

る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、必要の調整をして使用することができる。

議題：第1号

第2号様式(第10条関係)

個人貸出登録

☐新規
☐再交付(紛失・破損)
☐変更

申込書

年 月 日

(あて先) 甲府市立図書館長

ふりがな				男 女	生 年 月 日	年 月 日生									
名 前															
住 所	〒 ー				電 話	自 宅									
						携 帯									
◎学生の方は、次も記入してください。															
学 校 名						保 護 者 名									
◎どちらかに○を付けてください。															
インターネットサービスの利用					する しない										
登録番号								旧登録番号							
確 認		1在住 2通勤・通学 3その他 【免許証 個人番号カード 学生証等 その他()】													
受 付 者		登 録 者	1新規 2再交付 (紛失・破 損) 3変更 4削除 ()	年 月 日	紛 入 失 力 者		再 予 交 定 付 日	年 月 日							
交 付 者	年 月 日				変 項 更 目		予 開 約 始 日	年 月 日							
備 考															

議題：第2号

令和8年度 甲府市立図書館特別整理期間及び 臨時休館日について

1 特別整理期間

蔵書点検等を行うため、令和9年1月30日（土）から2月11日（木）まで、を特別整理期間とする。

なお、期間中に、月曜休館日を2日、月末整理日を1日含む。

2 臨時休館日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を開館しているため、その代替として次の日を臨時休館日とする。

令和8年5月7日（木）、7月21日（火）、8月12日（水）、9月24日（木）
10月13日（火）、11月4日（水）、11月24日（火）

令和9年1月12日（火）、2月24日（水）、3月23日（火）

3 甲府市立図書館条例施行規則（抜粋）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、第1号に掲げる日が、休日に当たるときは、休館日としないものとする。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。

(3) 月末整理日（1月から11月までの各月の末日及び12月27日。月末整理日が土、日、月曜日に当たるときは、それ以前の金曜日。その日が休日に当たるときは、その前日）

(4) 特別整理期間（年14日以内で教育委員会が定める期間）

2 教育委員会は、必要と認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

報告：第1号

12月5日（金）01 清水英知 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	第七次甲府市総合計画について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2	学校給食費の無償化について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2 3-3	「こうふデマンドタクシー」について	リニア交通政策監	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1 4-2 4-3	クマへの対応について	産業部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 清水 英知 議員（日本共産党）
- (2) 質問日 12月5日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

小中学校について学校給食を無償化することを求めますが、いかがですか。

大学付属小・中学校、私立学校に通う児童・生徒、フリースクールに通う児童生徒、不登校の児童・生徒、アレルギーなどのため学校給食を食べない児童・生徒への対応などについての検討状況も示してください。

- (6) 答弁内容

学校給食費の無償化につきましては、国において、本年6月に閣議決定された「骨太の方針2025」に記載されるとともに、8月には令和8年度予算の概算要求において、予算編成過程における検討事項としてあらためて示され、10月には首相が所信表明演説の中で、「給食の無償化について、制度設計の議論を進め、安定財源の確保とあわせて来年4月から実施する。」と述べたところであります。

こうした中、本市においては、小中学校の学校給食費無償化の実施に向け、その無償化の内容や対象範囲等について検討しているところであります。

今後におきましても、国の制度設計の内容を確認するなど、引き続き、実施に向けた検討を進めてまいります。

報告：第1号

12月5日（金）02 山田 厚 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	「非核三原則」などへの見解について	市民部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	休廃業・倒産等とリストラ・失業の情勢認識について	市長	1
2-2 2-3	市内事業者等の支援策について	産業部長	2
2-4 2-5	制限税率の検討及び企業誘致の取組について	税務統括監	3

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1	各種相談件数の傾向について	市民部長	1
3-2	国民健康保険料と市民税の「減額免除制度」の活用傾向について	税務統括監	2
3-3	学校給食費の無償化について	教育部長	3
3-4	高齢者の医療や介護等における支援について	福祉部長	4
3-5	道路の路面標示の更新について	まちづくり部長	5

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	職員数の適正管理について	総務部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 山田 厚 議員（市民クラブ）
- (2) 質問日 12月5日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

「子どもファースト」といわれながら、県内でも、「こども関係」の甲府市の遅れは、明らかです。

学校給食無償化の遅れについて、その原因についてお聞きします。

- (6) 答弁内容

学校給食費につきましては、地域によって格差を生ずることのないナショナル・スタンダードであるべきであり、本市においては、これまで、学校給食法により、施設・設備に要する経費や人件費等の運営費は本市が負担し、保護者の皆様には食材費のみを御負担いただいております。

また、就学援助制度により、学校給食費や学用品費などの支援を行うとともに、物価高騰に伴う給食の食材費の高騰分を本市が負担しているところであります。

こうした中、今後におきましても、議論が進められている国の考えや制度設計を踏まえ、小中学校の学校給食費無償化の実施に向けた検討を行ってまいります。

報告：第1号

12月8日（月）03 内藤司朗 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	山梨県の少子化要因「見える化」分析について	企画部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	補助教材や学用品等に係る保護者の負担軽減について	教育部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2 3-3	多文化共生施策の推進について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	国民健康保険料 滞納世帯に対する措置について	福祉部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1	アニメを活かした誘客について	産業部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

補助教材や学用品等に係る保護者の負担軽減について

- (1) 質問者 内藤 司朗 議員（日本共産党）
- (2) 質問日 12月8日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 質問概要

文科省はことし6月、「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について」との通知を出しました。このなかで、これまで保護者負担で毎年購入していた教材（例・算数セット、彫刻刀、裁縫セットなど）を学校備品として整備することで、保護者負担を回った事例を紹介。効果・反応として保護者等から、「購入する手間や費用が不要となり助かっている」などの好意的な反応があったとしています。

補助教材を学校備品とすることで保護者負担を減らすべきではありませんか、見解をもとめます。

- (6) 答弁内容

教科書や補助教材、学用品などの学校で使われる教材は、子どもたちの教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助けるうえで極めて重要なものです。

こうした中、学校における教育活動の中で基本的な教科指導等に伴い必要となる教科書や備品といった教材に係る費用は、公費で負担する一方で、児童生徒個人の所有となる補助教材や学用品等については、受益者負担の考え方に基づき、各家庭にご負担いただいているところであります。

本市教育委員会においては、これら補助教材等の購入に係る経費が保護者への過重な負担とならないよう児童生徒一人一台端末によるA I型ドリルや描画アプリ等を導入するなど、デジタル教材の活用を進めるとともに、地域の特色を活かした副読本や進路学習ノートを教員や指導主事が作成し配布しており、また、中学校の体育着の色の統一化や、指定かばんの廃止などの取組事例を校長会で周知しているところであります。

さらに、児童生徒が経済的な理由により教育を受ける機会が制限されないよう、各学年において統一的に購入する問題集や学習ドリル、実習の材料などについては、就学援助制度において、支援を行っております。

保護者負担で購入している教材の学校備品化につきましては、今後、国の動向や先進都市の取組を注視してまいります。

報告：第1号

12月8日（月）04 末木咲子 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1 1-2	女性が健康に働ける環境整備について	保健衛生部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2	教員の働き方改革について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2	甲府城界限への誘客と回遊性の向上について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1 4-2	地方創生に活かすスタートアップ企業について	産業部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

教員の働き方改革について

- (1) 質問者 末木 咲子 議員（政和こうふ）
- (2) 質問日 12月8日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

本市では、「甲府市教員の多忙化改善対策検討委員会」を設置し、教員の働き方改革、多忙化改善の取組を行ってきたと聞いていますが、これまでどのような取組を行い、どのような成果があったかお伺いします。

さらに、給特法の改正に伴い、今後、甲府市としては、「業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する」とのことですが、その中で、どのような目標を定め、どのような取組を推進していくのかお伺いします。

(6) 答弁内容

教員の働き方改革は、教員が心身ともに健康を保ち、子どもたち一人一人と向き合う時間を創出するための喫緊の課題であり、そのより一層の推進が、質の高い学校教育の継続的な提供に繋がるものと考えております。

こうした中、本市におきましては、「甲府市教員の多忙化改善対策検討委員会」において、教員の多忙化の実態を把握し、様々な改善策を取りまとめた「甲府市多忙化改善計画」を策定する中で、教育課程や日課表の見直しをはじめ、ICTの活用による業務の効率化や部活動地域展開に係る課題の解決、スクールサポートスタッフ等の支援スタッフの有効活用等に取り組んでまいりました。

こうした取組により、時間外在校等時間の月平均は、令和6年度は42時間33分で、令和5年度より15分、令和4年度より48分減少し、また、高ストレス者の割合は、全国平均の10%を下回る8.65%となり、一定の成果が得られたものと考えております。

今般の給特法の改正に伴い策定を進めている「業務量管理・健康確保措置 実施計画」におきましては、文部科学省の指針に基づき、「令和11年度までに、1箇月時間外在校等時間を平均30時間にすること」及び「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関すること」を目標に、具体的な取組として、支援スタッフ等の効果的な活用や11時間の勤務間インターバルを確保するための最終退勤時刻の設定、部活動の地域展開のより一層の推進などを検討しているところであります。

今後におきましても、教員の長時間労働を是正し、教員が意欲と情熱を持って子どもたちの豊かな学びを実現するための環境整備に鋭意努めてまいります。

報告：第1号

12月8日（月）05 鷹野弘貴 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	早朝特急運行に伴う本市への期待される効果について	企画部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2	不登校及びいじめ対策について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2 3-3	学校体育館等への空調設備の整備について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1 4-2	高齢者の運転免許証自主返納支援事業について	市民部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1 5-2	若年層の自殺防止に向けた支援強化について	保健衛生部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
6-1 6-2	クマ目撃等の情報把握と市民への周知等について	危機管理監	1
6-3	クマ目撃等の現場対応について	産業部長	2

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

不登校及びいじめ対策について

(1) 質問者 鷹野 弘貴 議員（政和こうふ）

(2) 質問日 12月8日

(3) 答弁者 教育長

(4) 担当課 学校教育課

(5) 質問概要

本市における2024年度の不登校児童生徒の状況について、県全体の増加傾向を踏まえ、市としてどのように分析され、今後どのような強化策を講じていくのかお聞かせください。

また、県のいじめの認知件数が減少傾向にある一方で、重大事態は過去最多となっている中、本市のいじめの早期発見・未然防止のための、学校や家庭の連携をはじめとした強化策について、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

(6) 答弁内容

国が実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果によりますと、令和6年度における本県の公立小中学校の不登校児童生徒数は2,255人で、前年度に対する増加率は3%となっており、本市においては、573人で、その増加率は1.1%という状況であり、学業の不振や課題未提出などによる学習に対する不安とともに、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化や生活リズムの不調を抱えていることが影響しているものと捉えております。

本市ではこれまでに、分かりやすい授業づくりと支援スタッフによる丁寧な学習支援、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、児童生徒支援センター「すてっぷ」及び校内教育支援センター「ほっとルーム」の設置等、不登校の未然防止や社会的自立に向けた支援に取り組んでまいりました。

こうした中、令和6年度の不登校児童生徒の増加率は、前年度と比べ、20ポイント減少したところであり、今後も引き続きこれらの取組を強力に推進する中で、誰一人取り残さない学びの保障に鋭意努めてまいります。

次に、本市におけるいじめへの対応につきましては、本年10月に改訂した「いじめ防止基本方針」において、保護者に対して、学校がいじめ防止等の取組を説明することや、保護者が子どもにいじめを行わないよう、規範意識を養うこと、学校が講じるいじめ防止等のための措置に保護者が協力することなどを定めたところであります。

また、心の健康観察「きもちメーター」の活用や学期毎に行う「いじめアンケート」実施、スクールカウンセラーの一人一人に寄り添った対応、小中学生がオンラインでいじめについて話し合う「小中連携いじめ防止会議」の開催など、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいるところであり、今後も、教育活動全体を通して、相手を思いやる気持ちを育成し、安心・安全に学べる環境づくりに努めてまいります。

報告：第1号

12月9日（火）05 山田弘之 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1	甲府市消防団活動等の広報について	危機管理監	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1	スクールソーシャルワーカーの増員とあすなろ学級の増設について	教育長	2
2-2	ヤングケアラーへの対応について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1 3-2	岡島百貨店跡地の再開発について	まちづくり部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	児童の登下校の見守り活動の負担軽減について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1 5-2	有害鳥獣駆除・予防対策について	産業部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

スクールソーシャルワーカーの増員とあすなろ学級の増設について

(1) 質問者 山田 弘之 議員（無所属）

(2) 質問日 12月9日

(3) 答弁者 教育長

(4) 担当課 学校教育課

(5) 質問概要

スクールソーシャルワーカーを4人にして頂き、現在3学級の『あすなろ学級』を西庁舎に1学級増設し、4学級にして、

4人のスクールソーシャルワーカーと連携共有するようにして頂きたいと思います。

(6) 答弁内容

甲府市児童生徒支援センター「すてっぷ」に配置しているスクールソーシャルワーカーについては、国が示す本市における活動時間の目安である週60時間程度を2名で確保した上で、今年度はさらに1名を増員し、学校訪問や電話相談により状況等を把握する中で、家庭や児童生徒の実態に応じて、あすなろ学級や福祉部門等に繋げるなど専門分野を生かした支援を行っているところであります。

また、市内3か所にあるあすなろ学級においては、児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けての学習や体験活動などを行っているところであり、令和7年10月末における3学級の登録数は48名であり、ほっとルーム等を活用する生徒もいる中で、各学級の日々の利用は6、7名程度となっていることから、現状の体制でより効果的な運営を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、児童生徒の学びを深め、将来の社会的自立に繋がるよう鋭意取り組んでまいります。

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

児童の登下校の見守り活動の負担軽減について

- (1) 質問者 山田 弘之 議員（無所属）
- (2) 質問日 12月9日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

登下校の見守り活動における旗振りについて、教育委員会や学校で、全てでは無く、主要ポイントや危険な交差点に警備会社や警察の交通課、地域の交番にお願いできないか等のご意見が有りました。

このような、保護者のご意見、ご要望をお聴きしての、当局のご見解をお聞かせ下さい。

- (6) 答弁内容

令和4年に国が策定した「第3次 学校安全の推進に関する計画」においては、通学時の安全は、交通安全の観点、犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点からの対策が必要であるとされており、地域ごとの「通学路交通安全プログラム」に基づいた関係機関による合同点検の実施や、学校運営協議会等の活用により、家庭、地域との連携・協働の推進が不可欠であるとされております。

現在、本市の小学校において、保護者や地域住民の善意のもとに行われている登下校の見守り活動は、交通事故のリスクを軽減するとともに犯罪の予防にも貢献し、児童や地域の安全安心に繋がっており、重要な役割を果たしているものと考えております。

登下校の見守り活動の負担軽減につきましては、今後も引き続き、通学路の見直しや見守り箇所の重点化を行うとともに、学校運営協議会や学生ボランティア、校区内の事業所など広く地域の方々の協力を得られるよう学校現場と連携しながら取り組んでまいります。

報告：第1号

12月9日（火）06 村松裕美 議員 答弁資料目次（令和7年12月 定例会）

（分割方式）1－1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
1-1 1-2 1-3	性的マイノリティの方の女子トイレの利用について	市民部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
2-1 2-2 2-3 2-4	企業版ふるさと納税で受納した太陽光発電設備について	環境部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
3-1	森林の再生について	市長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
4-1	クマ・シカ対策について	産業部長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
5-1	マスメディアの誤情報・偏向報道と情報教育について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
6-1	児童生徒への性暴力等の防止について	教育長	1

番号	質 問 事 項	答 弁 者	答 弁 順 番
7-1	特別支援教育支援員の雇用について	教育部長	1

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

マスメディアの誤情報・偏向報道と情報教育について

- (1) 質問者 村松 裕美 議員（無所属）
- (2) 質問日 12月9日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

公平に客観的に物事を考え判断できる子供達を育てるためには、今だ最も大きな権力を持つマスメディアの情報の真偽の見分け方なども SNS 同様に指導すべきであり、また SNS だけでなくマスコミもまた、その偏った報道により、気に入らない人物を追い詰めているかもしれないことを子供達に伝えるべきだと思いますが、教育委員会の見解を伺います。

- (6) 答弁内容

令和5年度に国が策定した教育に関する総合計画である「教育振興基本計画」における情報教育については、情報活用能力育成のために、情報技術に関するマナーや個人が果たす役割・責任、情報の真偽を吟味する力等を身に付けさせることを重視するとしております。

こうした中、小学校においては、国語科の単元で、複数の新聞記事を読み比べることで、伝える事実が同じであっても、書き手によって意図や伝えたいことが異なり、事実の切り取りや表現の仕方が違っていることに気付かせる学習や、社会科の単元で、メディアの情報の中には不確かなものや誤ったものもあることなどを踏まえ、確かな情報を収集・選択し、様々な観点から比較して適切に判断することの大切さに気付かせる授業を行っているところであります。

また、中学校においては、国語科の単元で、収集した資料の中から客観性のあるものを取捨選択しながら事実を捉え、様々な考え方があることを理解した上で判断することや、社会科の単元で、マスメディアは大きな力を持っており、その公平性を確保すること及び一つの情報源による報道だけを受け入れるのではなく、常に複数の情報源を比べてみる必要があることを学習しております。

今後におきましても、児童生徒が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処する力を育成できるよう努めてまいります。

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

児童生徒への性暴力等の防止について

- (1) 質問者 村松 裕美 議員（無所属）
- (2) 質問日 12月9日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

連日のように学校内での教員によるわいせつや盗撮事件が報道されております。

国においては令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を成立、さらに令和4年には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定し、児童生徒性暴力等の定義、児童生徒性暴力等の早期発見・対処の具体的運用等について定めたにもかかわらず、毎日のようにこのような事件が報道されており、子を持つ母として私も大変心配になります。

このような多数の報道をうけ、盗撮カメラなどの校内の点検、また盗撮や性犯罪防止のための対策などは行っているのでしょうか。

(6) 答弁内容

本市におきましては、これまで、児童生徒への性暴力等の防止について、「服務規律確保チェック表」に基づいた対応と、チェック表の提出を毎月学校に求めており、児童生徒への指導体制の見直しや校内巡視、施設の点検、研修の実施等、管理職を中心とした取組を行ってきたところであります。

また、「教職員のSNS等の利用に関する基本方針」を定め、SNS等を利用した教員と児童生徒の私的なやり取りを禁止するとともに、性暴力等の防止に向けた相談窓口に係るチラシを、児童生徒や保護者に配布してまいりました。

こうした中、本年7月、国が全国の教育委員会に児童生徒への性暴力等の防止等に関する通知を発出し、服務規律の徹底や研修の実施、密室状態の回避、撮影行為の規制等の取組を早急に行うよう周知したところであり、本市におきましては、これを受け、改めて、各学校において、研修の実施や校内の緊急点検、原則教員が個人のスマートフォン等の私的端末で児童生徒等を撮影しないことなどの対応を図りました。

今後におきましても、服務規律の確保を徹底する中で、教職員等による児童生徒への性暴力等の防止に一層努めてまいります。

報告：第1号

令和7年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

特別支援教育支援員の雇用について

- (1) 質問者 村松 裕美 議員（無所属）
- (2) 質問日 12月9日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 質問概要

甲府市内の小学校で、会計年度の特別支援教育支援員として任用されている職員は、夏季休業中は採用が一旦途切れてしまうため、健康保険の切り替えが非常に不便であるという声があがっております。

給料はなくてもせめて健康保険を継続してもらいたいという思いは大変共感するところであり、教員不足の昨今、自治体の裁量でそのような雇用継続が可能なのであれば、ぜひ甲府市でも柔軟に対応し、待遇の改善を図って気持ちよく働いていただきたいと思いますが、教育委員会の見解をお伺いします。

(6) 答弁内容

学校現場においては、様々な教育課題や教員の多忙化等に対し、効果的な対応を推進していく必要がありそのための人的配置が求められているところであります。

こうした中、本市教育委員会においては、「特別支援教育支援員」や「学習指導員」、「スクール・サポート・スタッフ」を会計年度任用職員として雇用し、きめ細かな教育を充実させ、児童生徒の健全育成と学力の向上を図るとともに、教職員の業務における負担軽減に努めているところであります。

これらの職種につきましては、児童生徒の直接的な支援や教職員の学期中の業務の円滑な実施に資するものであり、児童生徒の登校している期間が業務の対象となるため、夏季休業中は雇用を継続しないこととしており、これにより、山梨県市町村職員共済組合の組合員の資格は喪失することになります。

なお、当該職員に対しては、雇用の際に説明を行い、了承を得ているところであります。